

令和8年度 甲賀市空き家住宅等除却事業補助募集要項

本要項は、甲賀市空き家住宅等除却事業補助金交付要綱（平成30年甲賀市告示第34号）第8条第2項に基づき、令和8年度甲賀市空き家住宅等除却事業補助金交付事業における補助候補者の公募の方法、期間その他を定める。

公募の方法

広報紙、市ホームページその他の方法で補助候補者の公募を周知する。

補助候補者の申請は、別紙空き家住宅等除却事業補助金交付事業補助候補者申請書に必要事項を記載して申請受付期間内に提出するものとし、申請書及び申請建築物等の審査により、補助候補者を決定する。

補助対象となる事業

下記の①から③のいずれか事業に該当し、除却工事を令和9年2月26日(金)までに完了させ、同一敷地内にある建築物の全てを除却する工事が対象となる。

- ① 不良住宅（主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの）の除却

なお、住宅の不良度は、建築物の構造により、住宅地区改良法施行規則別表第一から別表第三のいずれかを用いて評定し、合算した評点が100点以上と判定したものを対象とする。

- ② 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅（使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅）の除却
- ③ 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に10年間以上供するために行う、空き家住宅に附属する建物の除却

※他の制度等で補助金の交付を受けようとするものは補助対象となりません。

補助対象者

- ① 除却対象建築物の名義人等
- ② 名義人等から除却の同意を得られている者
- ③ 市税の滞納がない者

※ 名義人等とは、土地及び建物の登記事項証明書に所有者（未登記の場合は、名寄台帳又は固定資産税納税通知書に納税義務者）として記録されている者（法人を除く。）又はその者から対象建築物を相続した者

補助金の額

下記 i、ii のいずれか少ない方の額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。
ただし、800,000 円を上限とし、1,000 円未満の端数は切り捨てる。

i 補助対象工事に要する経費

ii 国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費の 1 平方メートル当りの単価（木造の場合は 36,000 円、非木造の場合は 51,000 円）を補助対象建築物の延べ面積に乗じて得た額

募集件数

5 件

受付の期間・場所

申請受付期間 令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 30 日（火）までの
9 時 00 分から 16 時 45 分まで（土日祝を除く）

受付場所 甲賀市役所 2 階建設部住宅建築課

郵送での提出 令和 8 年 6 月 30 日（火）16 時 45 分までの到着分に限る。

補助候補者の決定までの流れ

① 申請書の提出、受付

② 書類審査

③ 建築物等の現地確認

※ 現地にて所有者の了解のもと、建築物の不良度判定を行う。

不良度判定が一定基準を満たした建築物を補助の対象とする。

④ 優先順位抽選会（現地確認後、補助候補者が募集件数を超える場合のみ実施）

※ 優先上位者が補助対象とならない場合（辞退等）は、次点者を繰り上げる。

⑤ 補助候補者の決定（決定通知の発送）

補助候補者が多数の場合の抽選会

補助候補者が募集件数を超える場合は、下記日時で抽選会を実施します。

実施日時：令和 8 年 8 月 7 日（金）15 時開始

抽選会場：甲賀市役所 2 階 会議室 202

抽選会の参加：参加、不参加は自由とする。

抽選の方法：公開抽選として、抽選くじにより市職員が抽選を行う。